

集中検針装置設置に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）は、に集中検針装置を設置するに当たり、設置方法、費用負担及び維持管理等に関し、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（集中検針装置の定義）

第1条 集中検針装置は、メーターの指針をメーターの設置位置から離れた場所で読み取るための装置で集中検針用メーター、集中検針盤、配線等により構成される全てのものをいう。

（費用の負担等）

第2条 集中検針装置は、乙が所有するものとし、集中検針装置の設置及び使用並びに第5条に定める維持管理及び更新・改良に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

2 集中検針用メーター取替・設置に係る一切の費用は、全て乙の負担とする。

（集中検針装置の使用期間等）

第3条 集中検針用メーターを除く集中検針装置の使用期間は、甲が集中検針に支障があると認めるまでの期間とする。

2 乙は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱（以下「要綱」という。）第24条第2項に基づく甲の判断に基づき集中検針をやめる場合、集中検針用メーターの検定有効期間が満了する前までに甲に要綱第24条第1項の規定による申出を行う。

3 甲は、前項の申出を受けた場合、普通型メーターを設置し、水道局貸与メーターによる検針方法に変更する。

4 乙は、集中検針装置の使用期間の終了後も、引き続き集中検針の継続を希望する場合には、集中検針装置の更新を適切に行うこと。

（集中検針装置の設置工事等）

第4条 集中検針装置の設置、維持管理等の工事は各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針に基づいて施行するものとする。

2 乙は、集中検針装置の設置に当たり、甲による工事着手前の設計審査及び工事完了後の検査を受けるものとする。

（集中検針装置の維持管理等）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって集中検針装置を維持管理するものとし、当該集中検針装置について異常を発見したとき又は甲から異常の通知を受けたときは、直ちに点検及び修理を行うものとする。この場合においては、施工後に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、要綱及び本協定に基づき集中検針装置の維持管理及び更新・改良等を行うものとする。

3 甲は、乙が前2項に定める維持管理等を行うことができないと判断したときは、要綱第24条第2項の規定により、水道局貸与メーターによる検針に変更し、設置されている集中検針用メーターの検定有効期間が満了する前までに、普通型メーターに取り替えるものとする。

（集中検針の廃止）

第6条 乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合に係る一切の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合、事前に要綱第24条第1項の規定による申出を行うこととする。ただし、設置されている集中検針用メーターについては、メーターの検定有効期間満了まで継続使用することとする。

（集中検針装置の管理責任者の選定等）

第7条 乙は、集中検針装置を維持管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選定し、直ちに甲に届け出るものとする。また、これを変更するときも同様とする。

（使用水量の計量及び料金の算定）

第8条 集中検針装置による使用水量の計量及び料金の算定等については、甲の定める横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）及び横浜市水道条例施行規程（昭和33年6月水道局規程第2号）並びに横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）及び横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月規則第103号）等によるものとする。

（立入調査）

第9条 甲は、集中検針装置に関し、必要があると認めたときは、乙の同意を受けて集中検針装置の設置場所等に立ち入り、調査することができるものとする。

（施錠装置付共同住宅の各戸検針）

第10条 乙は、集中検針装置を設置する建物が施錠装置付共同住宅の場合、要綱第18条に定める届出を行うこととする。

（協定内容の変更・中止等）

第11条 甲は、必要があるときは書面をもって乙に通知し、協議の上本協定の内容を変更し、又は中止することがある。ただし、特別な事由がある場合については、この限りでない。

2 乙の都合でこの集中検針装置の所有者を変更する場合は、乙は、新所有者にこの集中検針装置が本協定に基づくものであることを承継するとともに、直ちにその変更を甲に届け出るものとする。

（責任の所在）

第12条 集中検針装置の設置、維持管理等について乙とその他の利害関係人の間に紛争が生じた場合は、甲は一切の責任を負わないものとし、全て乙の責任において処理するものとする。

（管理組合への承継）

第13条 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定に基づき管理組合を設立した場合、乙は、管理組合に本協定の内容を承継させるものとする。この場合、甲に通知するものとする。

（その他）

第14条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して決定する。

甲と乙は、本協定締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し各1通を保有する。

年　月　日

甲　住　所　横浜市中区本町6丁目50番地の10

氏　名　横浜市

横浜市水道事業管理者

水道局長

乙　住　所

氏　名